

岩手県選挙管理委員会告示第60号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設について、次のとおり指定し、及び指定を取り消した旨、報告があった。

令和8年7月7日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

- 1 市町村名 一関市
- 2 指定した施設の名称 関が丘コミュニティセンター、真柴コミュニティセンター、一関自然休養村管理センター、一関文化伝承館、一関学習交流館、花泉農村集落多目的共同利用施設、大東コミュニティセンター、大東開発センター、大東農村環境改善センター、大東曾慶地区センター、奥玉ふるさとセンター、磐清水文化センター、室根ふるさとセンター
- 3 指定を取り消した施設の名称 一関生活改善センター、川崎農村女性の家いぶき会館